

之城樓。則一方重鎮。三州具瞻。戴沛澤之恩。仰仁風之德。願野田之雲林。則感生々不息之妙。占歲々依舊之陰。一進一退。或升或降。鞭影鑿聲連而不斷者。馬坂征鞍也。往者過來者。續不舍晝夜。享而不滯者。淺野長流也。朝捲眠於前林之松風。夕凝眸於戶室之初月。指磨山之青髮。而吟萬古只廢之句。眺音祠之梅雪。而彷彿嗚々不可向乎。其餘爲詞費不如默也。余聞奇之。許其所求。既而邦君歸州。恭從其行。余抱宿諾之愧。馳遐想之情。乃把毫把日。托物比興人々之常也。故三百篇之多。思無邪一言蔽之。莊中所見之景如此。所有之境如此。其言有所據。其志有所立。而自啣心二字發起矣。所以者何。凡人各有此田不啣。則莠亂其苗。茅塞其胸。思亦不正。恐有流連之荒。雖百千景象。何益之有。孟子所謂。牛山之木斧斤伐之。譬諸於其良心。可不思哉。今以啣心爲扁額。仁以播其苗。義以截其莠。禮以正其節。智以培其根。用力於茲。無助長之害。則其地可完。其田可美。自得秀實之時。而思之所發。皆出於性情之正。其言行相顧。餘力以學文。則此田長無水旱之災。不借耒耜之利。日々豐年乎。然則事君守敬忠之誠。預政盡咨諏之分。

而同僚各得所願。黎民亦有所懷也。至若莊中之遊。則雖爲閑暇之事。放其心意於啣。不須臾省之。荆棘之生。不可輒掃乎。戒之戒之。苟啣心。養無所失。則一景一境皆樂其樂。善哉啣心之名。余亦有所取焉。王子季秋。右王子季秋は、寛文十二年九月なり。按するに、平恭師儉は吾が舊藩の執政國老奥村庸禮なり。野田山墓碑記に、庸禮字師儉。小字多宮。既長稱因幡。後稱登岐。別號顯思云々。歴任微妙公。陽廣公及今羽林公云々。深信儒教一時老儒先生樞侍承教。名齋曰敬齋。堂曰德始。莊曰耕心。とありて、彼の別莊は延寶の金澤園に奥村因幡下邸の地繼きに、奥村因幡請地と記載せし地ならんか。此の地はもと田井の村地にて、淺野川へ近き地なり。彼の啣心莊記に、莊在田井邑。また望金澤之城樓。或は願野田之雲林。また連而不斷者馬坂征鞍也。或は不滯者淺野長流也。また凝眸於戶室之初月。指磨山之青髮。或は眺音祠之梅雪などの地景に據れば、小立野鶴間谷の阪上邊に別莊ありたる如く聞ゆれど、右莊記に載せたる地景は、圖莊中所有而求記とありて、地圖に據りて江戸林氏の記載ありしものなれば、實地と齟齬する

事多かるべし。奥村氏の讀書拔尤錄の自序に云ふ。余自登歲至于而立。頗好禪學。參臨濟曹洞之密旨。觀圓覺華嚴之教法云々。自此以往幡然改之。崇敬聖賢。尊信六經及宋儒正學之書云々。於是乎與順菴木老生。講論文席。切劘有年。既而洛朱舜水先生之儒流。立弘文學士院之門雪。執師資之義。探道學之奧云々。蒙高平庸禮師儉甫謹叙。とあり。庸禮は伊豫守永福の曾孫にて、因幡易英の孫也。一萬二千餘石を領し、執政加判の一人にて、殊に貞享三年に大老職となり、翌四年六月八日六十一歳にて歿す。墳墓を野田山に築き、儒葬にすといへり。

延寶の金澤園に御小人の組地を次の如く記載しありて、その園毎に、御小人一人、或は御小人二人、又御小人三人、或は御小人四人など、記載し、又其の間々に地子地と記載せり。右地子地の分は、小人退去し、跡地をば地子地としたるもの也。又廣き邸地には姓名を記載す。御小人頭の居邸ならんか。按するに、小人の者の組地の濫觴は未だ詳かならずといへども、萬治二年十一月居屋敷步數定書に、三拾步御小人と見え、同三年七月家屋敷立引料定書に、本座御小人。御草履取。御馬捕七拾目。とありて、右延寶の金澤園にも、御小人屋敷の内に、御草履取一人或は御馬取一人など、入交りて記載す。小人の者より、草履取等に成れる故なるべし。さて延寶の頃までは、小人の者組地をば爰に定め置き居住せしめられしかど、後追々退去して、跡地をば地子地となし、商家のみと成りたるものなり。足輕小者は、舊藩國初以來一代抱えの者にて、子孫相續する規則にあらず。故に死去せしもの宅地を返上して退去し、或は其の子商人等に成り地子地に相願ひ居住せし者も有りたるなるべし。さればいつしか組地悉く地子地と成りたるに

○御小人町  
元祿九年の地子町肝煎裁許附に、御小人町。とあり。是よりさき、元祿六年の土帳にも、御小人町の末田町など載せたり。そのかみ舊藩召仕の小人とて、奴僕の組地なりし故、御小人町と呼びしが、其の頃地子地もありて、外の人々も居住せしにや。後には小人追々退去して、商家の居住地と成りたれど、町名は于今御小人町と呼べり。

○御小人組地跡